

平成24年第1回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成24年 3月 7日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成24年 3月19日

4. 応召議員

1番 中西友子君

2番 北 守君

3番 坪井信義君

4番 北川雅紀君

5番 中瀬信之君

6番 山口和宏君

7番 奥川直人君

8番 山本静一君

9番 前川隆夫君

10番 川西元行君

11番 風口尚君

12番 小林豊君

13番 小林一則君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 13名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村修一君 副町長 中郷 徹君

教 育 長 山口典郎君 会計管理者 前田浩三君

総務課長 大南友敬君 税務住民課長 田畑良和君

生活福祉課長 林 裕紀君 建設課長 松田幸一君

上下水道課長 東 博明君 病院老健事務局長 小林一雄君

教育事務局長 中西元君 総務担当課長補佐 田村 優君

産業振興課長 田間宏紀君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

教育委員長 加藤禎一君 監査委員 中西正光君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠君 同書記 宮本尚美君

同書記 内山治久君

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（討論・採決）

第 3. 議案第 3号 玉城町印鑑条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 4. 議案第 4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 5. 議案第 5号 町税条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 6. 議案第 6号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 7. 議案第 7号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8. 議案第 8号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 9. 議案第 9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第10. 議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第11. 議案第11号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第12. 議案第12号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (討論・採決)
- 第13. 議案第13号 玉城町授産施設の設置に関する条例の廃止について (討論・採決)
- 第14. 議案第14号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について (討論・採決)
- 第15. 議案第15号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について (討論・採決)
- 第16. 議案第16号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第17. 議案第17号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について (討論・採決)
- 第18. 議案第18号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第19. 議案第19号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について (討論・採決)
- 第20. 議案第20号 わたらい老人福祉施設組合規約の一部変更について (討論・採決)
- 第21. 議案第21号 平成23年度玉城町一般会計補正予算 (第5号) (討論・採決)
- 第22. 議案第22号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) (討論・採決)
- 第23. 議案第23号 平成23年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第1号) (討論・採決)

- 第24. 議案第24号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
（討論・採決）
- 第25. 議案第25号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第26. 議案第26号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
- 第27. 議案第27号 平成23年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第28. 議案第28号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第29. 議案第29号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
- 第30. 議案第30号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第31. 議案第31号 平成24年度玉城町一般会計予算（討論・採決）
- 第32. 議案第32号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 第33. 議案第33号 平成24年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（討論・採決）
- 第34. 議案第34号 平成24年度玉城町山村振興事業特別会計予算（討論・採決）
- 第35. 議案第35号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算（討論・採決）
- 第36. 議案第36号 平成24年度玉城町介護保険特別会計予算（討論・採決）
- 第37. 議案第37号 平成24年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 第38. 議案第38号 平成24年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第39. 議案第39号 平成24年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第40. 議案第40号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第41. 議案第41号 平成24年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）
- 第42. 議案第42号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（追加議案）
- 第43. 発議第1号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（追加議案）
- 第44. 発議第2号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

(午前9時00分 開議)

開議の宣告

- 議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。
よって、平成24年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（風口 尚）これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
13番 小林 一則君 1番 中西 友子さん
の2名を指名いたします。

議案審議

- 議長（風口 尚）日程第2 議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題としこれより討論・採決を行います。
討論の通告はありませんので、これより本案を採決いたします
本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、本案は原案の通り可決されました。

- 議長（風口 尚）次に、日程第3 議案第3号 玉城町印鑑条例の一部改正についてないし日程第12 議案第12号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題とし、これより討論・採決を行います。
只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決いたします。
それでは、議案第3号、玉城町印鑑条例の一部改正について採決いたします
本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、本案は原案の通り可決されました。

- 議長（風口 尚）次に、議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について採決を行います。
本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第5号 町税条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第6号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第7号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第8号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（風口 尚）次に、議案第 10 号 玉城町介護保険条例の一部改正について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（風口 尚）次に、議案第 11 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（風口 尚）次に、議案第 12 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（風口 尚）次に、日程第 13 議案第 13 号 玉城町授産施設の設置に関する条例の廃止について を議題とし、これより討論・採決を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（風口 尚）次に、日程第 14 議案第 14 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議についてないし日程第 19 議案第 19 号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議についてを一括議題とし、これより討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより、議案ごとに採決いたします。

それでは、議案第 14 号 三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について採

決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第15号 三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とし、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第16号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合同規約の変更に関する協議について、これより採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第17号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方自治体の数の減少に関する協議について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第18号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、議案第19号 玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託の変更に関する協議について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました

○議長(風口 尚) 次に、日程第20 議案第20号 わたらい老人福祉施設組合規約の一部変更ついてを議題とし、これより討論・採決を行います。

討論の通告はありませんので、

これより本案を採決いたします

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長(風口 尚) 次に、日程第21 議案第21号 平成23年度 玉城町一般会計補正予算(第5号) ないし日程第30 議案第30号 平成23年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号) を一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林一則 君

○予算決算常任委員長(小林一則) 議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第21号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし議案第30号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)について、委員会審査を去る3月14日午前9時より第4会議室において、町長・副町長並びに教育長また関係課長・関係室長及び関係課長補佐の出席と議長の同席のもとに、委員全員出席の上、審査を実施いたしました。委員会審査は、12名の委員により審査を行いました。その審査内容は、会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、審査結果の報告をいたします。

議案第21号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし議案第30号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)の審査を行いました。

その結果、議案第21号・議案第22号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、いずれも挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号・議案第24号・議案第25号・議案第26号・議案第27号・議案第28号・議案第29号・議案第30号につきましては、いずれも、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案ごとに討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決を行います。

まず 議案第 21 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手であります全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 22 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手であります全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 23 号 平成 23 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手であります全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 24 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 25 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 27 号平成 23 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 23 度 玉城町水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 23 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（風口 尚）次に、日程第 31 議案第 31 号 平成 24 年度 玉城町一般会計予算ないし日程第 41 議案第 41 号 平成 24 年度 玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案につきましても、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林一則君

○予算決算常任委員長（小林一則）議長より委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

委員会に付託されました議案第 31 号、平成 24 年度 玉城町一般会計予算ないし議案第 41 号 平成 24 年度 玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を 3 月 14 日、第 4 会議室において、各会計の補正予算の審査終了後、実施いたしました。その審査内容は会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、一括議題となっております各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第 31 号は、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手多数で可決いたしました。

次に、議案第 32 号は質疑、討論はなく採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 33 号は、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決い

たしました。

次に、議案第 34 号及び、議案第 35 号は質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決しました。

次に、議案第 36 号は質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 37 号・議案第 38 号・議案第 39 号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 40 号は質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 41 号は、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第 31 号 平成 24 年度 玉城町一般会計予算についてを議題と致します。

本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会予算についてを議題とします。

本案に対する発言通告が参っておりますので、順次許可いたします。

初めに、1 番 中西友子さん

○1 番（中西友子）議案第 32 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会予算について反対の立場で討論を行います。

国は平成 23 年度に中間所得層の保険税の上昇を抑えるためという理由で最高限度額の

引き上げを行いました。結果的には全国で中間所得層の負担額がかえって増えてしまうということになり、この施策は失政であったことが明らかになっています。それなのにその失政の学ばずに本町の国民健康保険税の最高限度額が引き上げられた予算には賛成できません。以上が反対する理由です。

○議長(風口 尚) 次に、2番 北 守君

○2番(北 守) 議長のお許しをいただきましたので、只今より議案 32 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会予算の賛成討論をさせていただきます。

平成 24 年度玉城町の国民健康保険特別会予算は医療費の推計すなわち平成 23 年度の医療費の動向を推計し作成されたものであり確定した数字を基にして作成されておられません。あくまでも推計に基づき作成された予算と、今回議案として上程され審議してきたものであります。現在医療機関に受信されている方々がこの 4 月からスムーズに受けて頂くように、また、保険事業など加入者に関わる予算が組み込まれており、この議案を一刻も早く通していただきたいと思っておりますので、議員のみな様のご賛同を頂きますようお願い申し上げます。保険料の算定については平成 23 年度の医療費が過度の見積とならないように所得の確定した 6 月の段階で再度見直しがされると思っておりますので、この時に議論すべきだと考えます。国民健康保険についてはご存じのことと思っておりますが、平成 24 年度予算ベースで歳出総額の約 65%が国・県の負担、被保険者は約 28%、そして町などから財政補てんとして約 7%の割合で負担しており、法定内の一般会計からの繰入は別といたしまして原則としては受益者が負担すべきだと考えます。しかしながら、国民健康保険に加入している方の中には低所得の方も沢山おられると聞いております。その為に 2 割、5 割、7 割の軽減措置が取られており、低所得者への配慮もされております。今回、一般会計からの繰入金も保険料率の緩和措置として平成 22 年度で約 900 万円、平成 23 年度では約 1,200 万円の繰入がされており、平成 24 年度には更に 500 万円ほど増やし、1,730 万 5,000 円を町の方で手立てしていただいております。玉城町の医療の支払いの内容を見ますと 65 歳以上の方の入院にかかる費用が県下の他の市町に比較して突出していて、トップとなっており医療費を押し上げる要因となっております。国民健康保険の精神は互助の精神であり、互いに助け合うところにありますが、玉城町には会社勤めの方が多く、約 7 割が社会保険に加入されており、一般会計からの繰入とすることによる町税の支出には町民のみな様に不公平感が出て理解されにくいというものではないか。また、これ以上増やすことは難しいのではないかと思います。その為平成 24 年度には、医療費の伸びを抑えるために町において病気の予防に力を入れた事業が提案されており、例えば町民全体を 30 種類に分類し、健康調査アンケートを実施し、個々に健康診断を勧奨したり、年 2 回、全町民を対象に検診車 4 台を並べ、人間ドック並みに検診を一度に行うことを計画されております。国民健康被保険者に対してはこの他にこれとは別に特定健康診査を従来、血液検査を始めとする約 9,000 円の検査項目につき、1 千円を負担していただいていたものが、平成 24 年度には無料で受けられるようになるなど、この予算に盛り込まれております。このように病気の早期発見、早

期治療に繋がるように町は力を注いでおり、医療費の抑制を行うため、病気を予防するための企画をするなど努力されております。再度、止め直しになりますが、このように私も国保の被保険者のひとりとして保健料金は低ければ低いことにこしたことはないと思っておりますが、今回はまだ医療費総額が確定していないので医療費の確定する時期にもう一度審議する機会を作ってください、その時に議論を深めたいと思っております。以上の理由から今議会に上程されたこの議案に対し賛成の意を表すものであります。これを以って私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で通告のありました討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 24 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 24 年度玉城町山村振興事業特別会計予算についてを議題とします。本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第 35 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第 36 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案に対する討論の通告が参っておりますので、順次許可いたします。

初めに、1 番 中西友子さん

○1 番 (中西友子) 議案第 36 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。反対する第 1 の理由は全体的に高齢者の生活は大変苦しい状況にあります。年金も下がる一方だし、そんな中のご近所付き合いもできないという方が増えています。元々、この介護保険制度というのは保険料ばかり取られてまともな介護が受けられないと言われるように欠陥の多い制度であり、国が国庫負担をせずに県市町村にばかり負担させる制度です。そんな中で条例改正による保険料の引き上げが反映された予算には賛成できません。第 2 の理由は議案質疑での答弁で介護保険料の高さについて介護利用者が多い点を理由の一つとして上げられましたが、介護予防への取り組みを検証することも必要ではないでしょうか介護予防の観点から生活習慣病の改善に繋がる特定検診の受診率 36%がもっと上がるように工夫をし、介護利用をしなくてよい生活が送れるような取り組みが十分なされた上で、最終的に保険料の値上げがされるのなら理解もされるでしょうが、そうした取り組みが不十分なままでの保険料引き上げは認められません。以上が議案 36 号に反対する理由です。

○議長 (風口 尚) 次に、12 番 小林豊君

○12 番 (小林 豊) 只今、議長の許可をいただきましたので、議案第 36 号 平成 24 年度玉城町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険法は平成 9 年に施工されました。その時代背景には老人福祉法の財政の破綻、医療分野を切り離して老人保健法を制定したものの、これも破綻いたしました。そのため新たに高齢者福祉を扱うシステムが必要となりました。そこで登場したのが介護保険法であります。それ以外に老人の社会的入院が非常に多く介護分野において新たな社会保険方式が必要となった経緯もあります。また、介護保険は市町村が直接住民に行う制度であります。当初玉城町は近隣町村での組合方式での保険料の算定をしてまいりましたが、市町村合併後、町単独で会計運営し、現在に至っています。このような経過の後、3 年毎に見直される介護福祉計画を基礎に料金改正がなされるわけですが、確かに見直しのたびに保険料は上昇しています。しかしながらこのことは質疑での課長答弁もあったように住民の皆様方に介護保険が認知、理解され介護サービスをうける方も増えるとともに、介護サービスを提供する側、すなわち玉城町において充実してきておる結果だと考えます。

町が掲げる安全安心の一端を担っているのではないのでしょうか。

また、私の知り得た情報では、今回の改正において保険料は県下 29 市町 25 保険者中でも 12 番の真ん中に位置し、上昇率に至っては下から数え 3 番目位になるのではないかというふうに聞いております。保険料抑制のために一般財源からの繰入という方法もございますが現時点がその時でしょうか。議員、議会としてもっともっと知恵を絞るべきだと思います。例えば現在、40 歳からの被保険者の年齢を引き下げよう国に働きかけたり、若い方の理解を得るために、教育の場において保険制度を理解してもらう機会を、今以上に作っていくような働きをしたり、考え行動することはまだまだあると思います。これから始まる宮川用水Ⅱ期事業、下水道事業等の多額の償還金を考えると安易に一般財源を投入することは単なる将来への先送りにしかならないのではないのでしょうか。保険制度の大前提にある相互扶助の観点からも介護を必要とする方、また、その家族の痛みを分かち合う寛大な心と一般的に低いとされる給与水準のもと、介護・・・まで日夜紛争し働いている方々のことも十分考慮いただきご判断いただくことをお願い申し上げ賛成討論といたします。

○議長（風口 尚）以上で通告のありました討論は終わりました。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 37 号 平成 24 年度玉城町後期高齢者医療特別会予算についてを議題とします。本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 38 号 平成 24 年度玉城町病院事業会計予算についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第39号 平成24年度 玉城町水道事業会計予算についてを議題とします。
本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第40号 平成24年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算についてを議題とします。本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第41号 平成24年度 玉城町下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案に対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

これより、追加議案の審査に入ります。

日程第42 議案第42号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 議案第42号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。現在ご承認をいただいております、教育委員 上村直義氏が任期満了を迎えますけど上村氏につきましては識見、日頃からの教育行政の対する熱い思いもありまして、引き続き教育委員として選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については任命することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 43 発議第 1 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者、中瀬信之君より提案理由の説明を求めます。5 番 中瀬信之君

○5 番 (中瀬信之) 只今、議題となりました「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」提案理由を説明させていただきます。

私たち議員が、玉城町の各種審議会委員を兼ねている場合、報酬が支給されておりましたが、この際、報酬を辞退いたしたく、条例 第 3 条に「議会の議員が議員として委員等を兼ねるときは、その兼ねる職の委員として受けるべき報酬は支給しない。ただし、監査委員として受けるべき報酬は除く。」という 1 項を加えるものであります。

なお、この条例は 4 月 1 日より施行致したく、議員各位のご理解を頂き、ご賛同賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長 (風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長 (風口 尚) 次に日程第 44 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを以って、平成 24 年 第 1 回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「ご異議なし」と認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成 24 年 第 1 回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり町長挨拶をお願いします。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会は大変ご審議賜る議案数の多い議会でした。それぞれの議案につきまして慎重にご審議を賜り原案可決をいただきましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。会期中賜りました貴重なご意見ご提言、今後の町政推進に活かさせていきたいと考えている次第です。

国の政治におきましては、ご承知のように平成 24 年度の国、町、大変重要な予算であります。なかなかいつ成立するか見通しがついていない。或いはまた消費税引き上げの法案の見通しもまだ、定かでないわけであります町政運営といたしましては、取り巻く環境を十分見極めながら町の将来に繋がるそれぞれの施策の推進に舞新をしてまいりたいと思っておりますので、議員のみなさん方の一層のご理解ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は去る 3 月 7 日から本日まで 13 日間、議員各位には熱心にご審議を賜りまして、本日をもって平成 24 年度予算の成立をいたしましたこと厚く御礼を申し上げます。また、議事進行にご協力をいただきましたこと重ねてお礼を申し上げます。理事者各位におかれましては平成 24 年度予算をはじめ成立いたしました各議案の執行にあたりましては適切な運用をいただきまして町政発展のために一層のご努力をお願いしたいと思います。

「春は名のみの風の寒さよ」と歌われる季節でございます。くれぐれもご自愛のほどをお願い申し上げます挨拶と代えさせていただきます。

(午前 10 時 00 分 散会)